

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

長崎市は、1987年（昭和62年）に「長崎市婦人行動計画」を策定して以来、長崎市女性行動計画「あじさい男女平等推進プラン」を経て、2001年（平成13年）に男女共同参画社会基本法に基づく最初の「長崎市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現のための諸施策に総合的に取り組んできました。

しかしながら、実生活ではまだまだ人々の意識や行動の中には、固定的な性別役割分担意識が根強くあり、多様な生き方の選択が阻害される状況が見受けられます。

近年の少子高齢化による人口構成の大きな変化やグローバル化による産業競争の激化などにより、経済社会の構造が変化するなかで、様々な分野において、一人ひとりの能力が発揮され、多様な考え方に富んだ活力ある社会づくりが、今後の男女共同参画社会への実現につながります。

このようななか、前「長崎市男女共同参画計画」は、2010年度（平成22年度）をもって計画期間が終了することから、その成果と課題を踏まえ、長崎市男女共同参画推進条例の基本理念にのっとり、「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」に向けて、前計画を第1次長崎市男女共同参画計画と位置づけ、新たに第2次長崎市男女共同参画計画を策定しました。

2 計画策定の背景

(1) 世界（国際連合）、国、県の動き

① 世界（国際連合）の動き

国際連合（国連）は、1975年（昭和50年）を、「国際婦人年」と位置づけ、メキシコシティ（メキシコ）ではじめて、女性に関する国際的な会議である国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）を開催し、「平等・開発（発展）・平和」を目標に「世界行動計画」を採択しました。この計画に基づき、翌1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までを「国連婦人の10年」と宣言し、世界中で女性の地位の向上に取り組みました。

そのうねりは、1979年（昭和54年）の女性に対するあらゆる差別の撤廃を対象とした「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の採択をもたらし、「法上の差別」ばかりではなく、「事実上の差別」の撤廃を求め、各国に国内法の整備のための国内機構の設置を促しました。

日本は、1980年（昭和55年）に、コペンハーゲン（デンマーク）で開催された国連婦人の10年中間年世界会議（第2回世界女性会議）の時に、女子差別撤廃条約に署名しました。

「国連婦人の10年」の最終年にあたる1985年（昭和60年）には、ナイロビ（ケニア）で国連婦人の10年最終年世界会議（第3回世界女性会議）が開催され、（西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

第4回世界女性会議は、1995年（平成7年）到北京（中国）で開催され、女性の地位向上とエンパワーメント^{*}を達成するために優先的に取り組むべき12の重大問題領域が明記された行動計画である「北京行動綱領」と「北京宣言」が採択されました。

北京会議から10年経った2005年（平成17年）には国連「北京+10」世界閣僚級会合（第49回国連婦人の地位委員会）が、15年経った2010年（平成22年）には第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合が開催され、北京行動綱領が再確認されるなど男女平等への更なる取組みが求められました。

※ エンパワーメント：力をつけること。一人ひとりがその人らしく活動するなかで、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を身につけることを意味します。

2010年（平成22年）には、国連総会決議により「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が設立され、2011年（平成23年）に女性・女兒に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、男女平等の達成を目的として活動を開始しました。

2012年（平成24年）の第56回国連婦人の地位委員会では、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の決議が採択され、災害救援等のあらゆる段階において、女性、子ども、高齢者及び障害者を含む脆弱な人々の特有のニーズを平等に考慮し、また、それらの人々が参加する平等な機会を確保するなど、人間中心の包括的なアプローチを求めることなどの重要性を強調しました。

② 国の動き

我が国の男女共同参画社会の形成については、戦前から婦人参政権運動などが行われましたが、1975年（昭和50年）の国際婦人年以降、女性関係施策を総合的、効果的に推進するための機関、計画、法、制度の整備が進められてきました。

国においては、1975年（昭和50年）に婦人問題企画推進本部が設置され、1977年（昭和52年）に国内行動計画が策定されました。

1980年（昭和55年）の「国際婦人の10年」中間年世界女性会議が開催された際に、我が国も「女子差別撤廃条約」に署名し、1985年（昭和60年）にこの条約が批准されるまで、「国籍法」父系血統主義から父母両血統主義への改正、「男女雇用機会均等法」の制定、「労働基準法」の改正、高校の家庭科の女子のみの必修から、男女とも選択必修とするなど、国内の法律等の整備を行いました。

また、国連の動きに連動して、西暦2000年に向けての新国内行動計画、男女共同参画ビジョン、男女共同参画2000年プランを次々に策定するなど、国内における男女共同参画推進に取り組み、1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律「男女共同参画社会基本法」を制定しました。2016年（平成28年）には、「第4次男女共同参画基本計画（現在作成中のため、作成後に掲載）」を策定し、【予定】2016年（平成28年）には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」が施行されました。

さらに、女性に対する暴力に対処するために、2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が、2001年（平成13年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」が施行され、2014年（平成26年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に法律名を改正し、また、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、配偶者からの暴力に準じて、DV防止法の対象とする改正が行われました。

少子高齢化が急速に進む近年において、男女がともにバランスよく仕事、家庭、地域生活ができるように、2007年（平成19年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をめざしています。

③ 長崎県の動き

長崎県では、1978年（昭和53年）に「長崎県婦人問題懇話会」並びに「長崎県婦人関係行政推進会議」を設置し、1980年（昭和55年）に「生きがい育てる長崎県の婦人対策」が策定されました。

1990年（平成2年）には、「2001ながさき女性プラン」を、2000年（平成12年）には、「長崎県男女共同参画計画」を策定し、2002年（平成14年）に施行した「長崎県男女共同参画推進条例」を施行しました。

2003年（平成15年）に「長崎県男女共同参画基本計画」を策定し、その後、社会経済環境の変化に伴い、2007年（平成19年）には改訂版（平成19年度から平成22年度まで）を、2011年（平成23年度から平成27年度まで）には、「第2次長崎県男女共同参画基本計画」を策定しました。

2016年（平成28年）からは、新たに「第3次長崎県男女共同参画基本計画」を現在策定しています。

（2） 長崎市の動き

国や県の動きに対応し、長崎市では1984年（昭和59年）市民生活部社会課内に「婦人対策担当」を設置し、婦人問題への対策の推進に取り組んできました。1985年（昭和60年）に「長崎市婦人対策庁内推進会議」を発足させ、施策について広く意見を聴取するために「長崎市婦人問題懇話会」を設置し、施策の展開を図ってきました。さらに、1987年（昭和62年）女性の地位向上と福祉の増進を目的として「長崎市婦人行動計画」を策定し、計画の推進に取り組んできました。

1992年（平成4年）には、女性の活動拠点施設として、女性センターを開設し、1994年（平成6年）には、2000年に向けて男女共同参画社会の実現を目指す「あじさい男女平等推進プラン」を策定しました。

その後、1999年（平成11年）男女共同参画社会基本法の施行を受けて、同年9月に、「ながさき男女共同参画都市宣言」を行い、2000年（平成12年）に設置した長崎市男女共同参画推進本部を中心に2001年（平成13年）に、「長崎市男女共同参画計画」を策定しました。

翌2002年（平成14年）10月には、「長崎市男女共同参画推進条例」を施行し、女性センターを男女共同参画推進センターと改称するなど、男女共同参画社会の実現に向けての取組を進めるための基盤整備を行いました。

2006年（平成18年）4月には、市町村合併等社会情勢の変化を踏まえ、「男女共同参画計画」を見直しました。

2009年（平成21年）5月には、DVの根絶をめざし、「DVの防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定し、2011年（平成23年）4月には、男女共同参画推進センターの事業に配偶者暴力相談支援センターとしての機能を位置づけました。

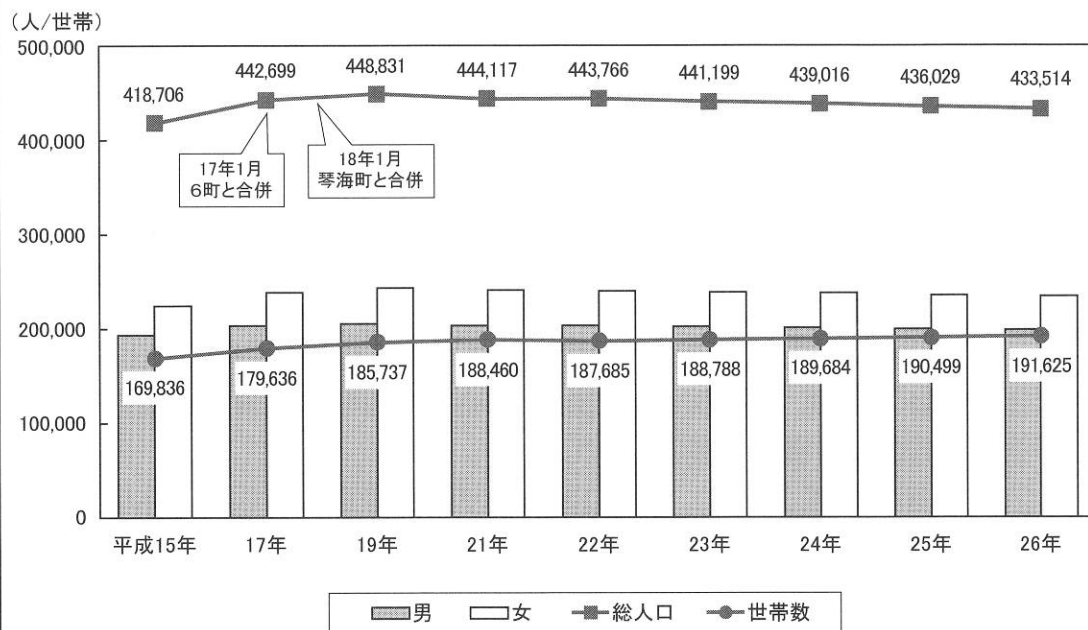
これらの状況を踏まえ長崎市は、2011年（平成23年）に2020年度（平成32年度）までの10年間を期間とする「第2次長崎市男女共同参画計画」を策定しました。

（3）長崎市の状況

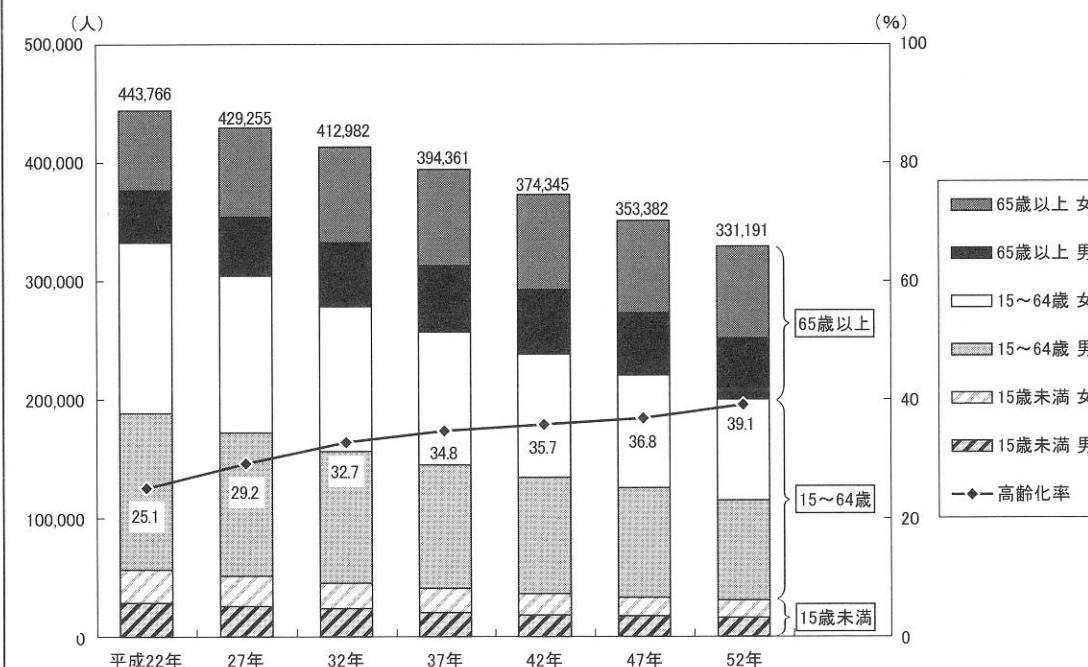
長崎市の人口は、2005年（平成17年）、2006年（18年）の近隣町村との合併により一時増加したものの、その後は減少していますが、世帯数は増加傾向にあります。（図表:1）

国勢調査及び長崎市の平成26年の推計によれば、長崎市の将来人口は、2025年（平成37年）には40万人を切り、2040年（平成52年）には約331,000人まで落ち込み、現在より10万人程度減少する一方で、高齢化率は39.1%と、人口の約4割が高齢者という超高齢化社会となります。（図表:2）

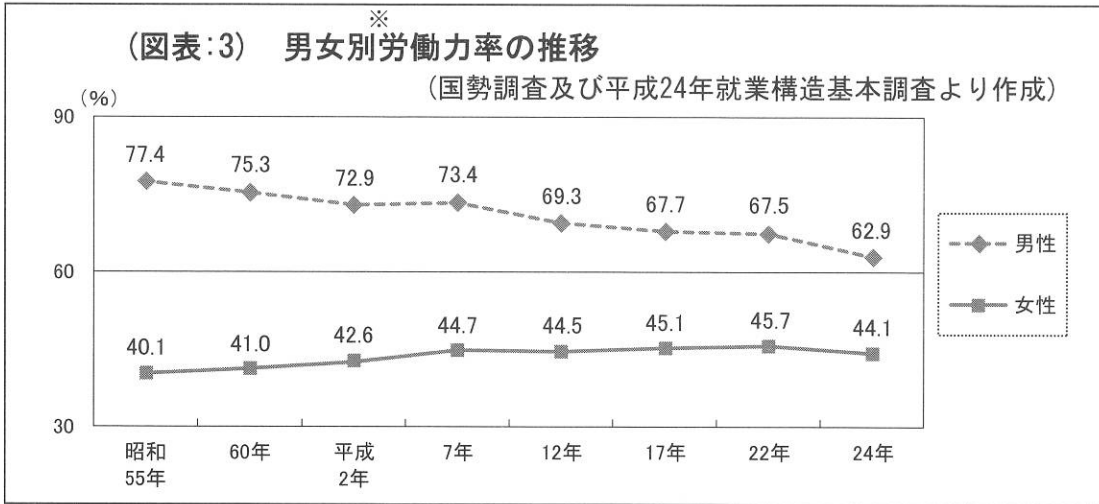
(図表:1) 長崎市の人口の推移 (長崎市統計年鑑/平成26年)



(図表:2) 長崎市の将来人口 (国勢調査及び長崎市平成26年推計値より作成)



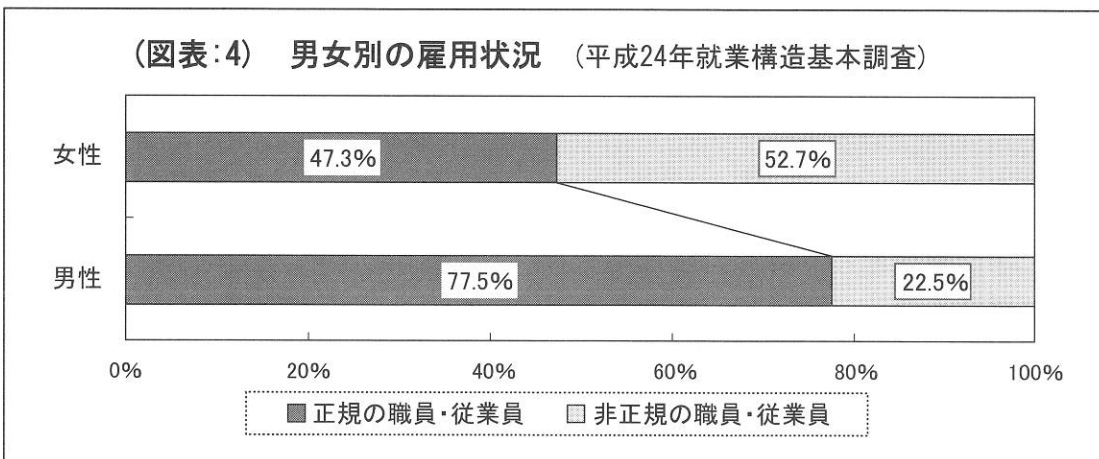
人口の減少に伴い、男性の労働力は年々減少して、女性の労働力も45%前後で横ばいの状況であります。現在の社会情勢の変化に伴い、女性が積極的に社会で活躍することが求められています。(図表:3)



※ 労働力率：「15歳以上の人口」に占める「労働力人口」（15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの）の割合

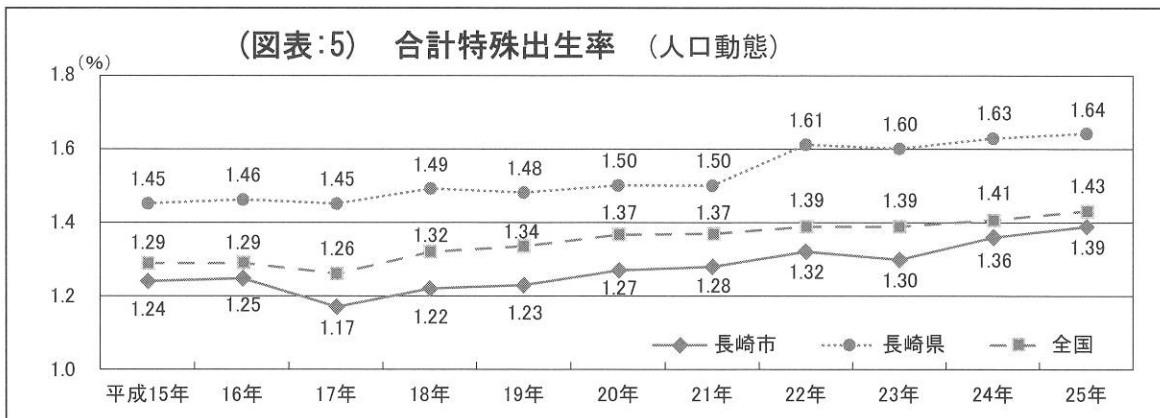
男女で雇用状況は異なり、女性は正規の職員と非正規の職員が約半数で、男性の約8割は正規の職員となっています。(図表:4)

非正規の職員は、雇用が不安定で低賃金などの問題があり、正規の職員は長時間労働を強いられるなど、働き方が二極化しており、働き方や雇用の在り方の見直しが重要となっています。



※ 合計特殊出生率の推移を見ると、まだまだ低く、少子化の進行に回復の兆しは見られませんが、ここ数年はわずかながら増加しています。(図表:5)

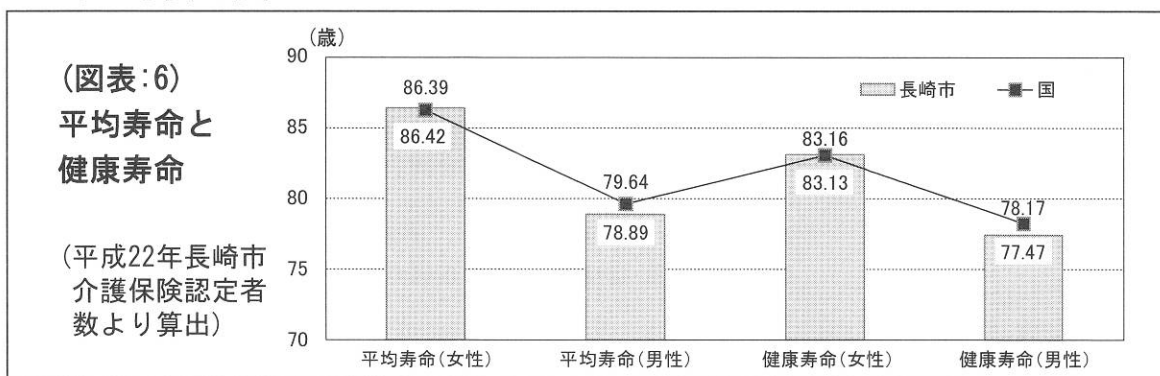
近年では、育児に積極的に関わる男性「イクメン」を初め、育児に積極的に関わる祖父「イクジイ」や、家事に積極的に関わる男性「カジダン」などの俗語が使われるようになり、男性が家事や育児に積極的に関わる状況も見受けられます。



※ 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率と同じ確立で出産するとした場合に、一生の間に生むと想定される子どもの数に相当する。

長崎市における女性の平均寿命は86.42歳と、国よりも高くなっています。近年は、平均寿命だけではなく、健康寿命も重視されるようになっており、平均寿命と健康寿命の差を縮め、人生の最期まで元気に健康でイキイキと過ごせることを目標としています。(図表:6)

誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、個人の時間を大切にし、地域や社会活動に参加するなど、ワーク・ライフ・バランスが実現できる社会づくりが必要です。



※ 健康寿命：一生涯のうち、認知症や寝たきりにならないで、健康で自立して生活できる期間のこと。

●長崎市の算定方法●「健康寿命」＝「平均寿命」－「要介護等の健康でない期間」

3 計画の位置づけ・期間

(1) 計画の位置づけ

① 国の法律、市の条例等との関係

ア この計画は男女共同参画社会基本法第14条第3項、長崎市男女共同参画推進条例第7条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。

イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に規定する、女性の職業生活における活躍についての基本的な計画です。

(推進目標ⅠからⅢの一部が関連 ※下表参照)

ウ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定する、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等についての基本的な計画です。(推進目標Ⅲのすべてが関連)

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関連する取組等

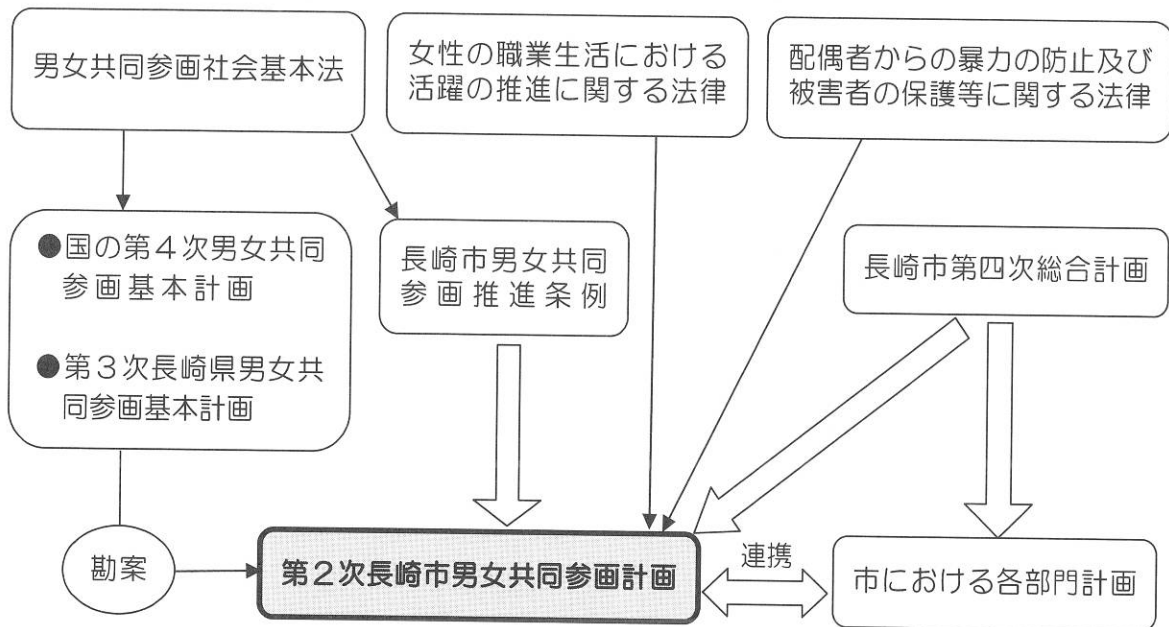
推進目標	主要課題	施策の方向	「(取組番号) 具体的な取組内容」又は「(○) 継続して取り組む内容」
I	2	(3)	8 性別にとらわれない正しい職業観の醸成のための職業講話の実施
II	5	(9)	23 市の審議会等への女性委員の積極的登用の働きかけ
		(10)	24 産業雇用政策課ホームページ「労政だより」による企業、団体への女性の積極的活用に関する情報提供 25 女性職員の管理職への登用(管理職：課長級以上の職員)
	6	(11)	26 女性の人材育成及びエンパワーメントを図るための講座の開催 27 女性職員のキャリアアップにつながる研修の実施 28 ながさき女性・団体ネットワーク等の女性の人材情報の収集、提供 29 女性農業者が参加しやすい研修会等の開催
		(12)	30 就労や起業支援講座の開催 31 漁業に従事する女性や女性団体に対して、市が開催する交流イベント等への参加を促進 32 産業雇用政策課ホームページ「労政だより」による企業、団体への女性のチャレンジへの支援に関する情報提供 ○ 長崎市中小企業融資制度による創業資金調達の支援

推進 目標	主要 課題	施策の 方向	「(取組番号) 具体的な取組内容」又は「(○) 継続して取り組む内容」
Ⅱ	7	(13)	33 ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催 34 啓発紙等によるワーク・ライフ・バランスの情報発信 35 産業雇用政策課ホームページ「労政だより」による企業、団体への一般事業主行動計画の策定促進、育休・休暇取得促進等に関する啓発 36 男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業の表彰 37 女性農業者の経済的地位確立のため、家族経営協定の締結促進（労働時間の適正化、休日の取得促進、女性農業者の労働に対する適正評価の促進） 38 第2次特定事業主前期行動計画の推進 ○ 長崎市中小企業融資制度によるワーク・ライフ・バランスの取組みに対する経済的支援
		(14)	42 地域の中で一時的な子育ての助け合いを行う事業（ファミリー・サポート・センターの運営） 43 待機児童の解消及び認定こども園の促進 44 子どもの一時預かりに関する諸事業の充実（一時預かり事業、病児病後児保育事業、延長保育事業、子育て短期支援事業の実施） 45 放課後児童クラブの設置及び促進 46 男性の家事・介護等への参画を推進するため、父子のイベント等、男性向け講座の開催 ○ ひとり親家庭への支援
		(15)	49 地域における男女共同参画の促進のための講座開催 52 地域における防災活動の中心となる市民防災リーダーの養成
		(16)	53 産業雇用政策課ホームページ「労政だより」による企業、団体への雇用制度の周知、在宅ワークなどの情報発信 54 勤務条件等について周知を図るための新任課長、新規採用職員研修の開催 ○ 啓発紙等による労働や就業に関する法制度等の情報提供 ○ 労働に関する相談に対し、各種相談機関の紹介
Ⅲ	8	(18)	61 セクシュアル・ハラスメント等の啓発講座の開催 62 産業雇用政策課ホームページ「労政だより」による企業、団体へのセクシュアル・ハラスメント等に関する啓発 ○ セクシュアル・ハラスメント等に関する相談

② 市の総合計画、市の他部門計画との関係

この計画は、長崎市第四次総合計画の基本施策「人権が尊重され、様々な分野で男女が参画する社会を実現します」のなかで、男女共同参画社会の形成を推進するための基本的な取組と施策の方向を具体的に示したもので、長崎市第四次総合計画との整合性を図りながら、関連する他の部門の計画と連携する計画です。

また、国の男女共同参画基本計画や長崎県男女共同参画基本計画を勘案し策定しました。



③ 計画の構成

この計画は、「基本計画」と「行動計画」から構成します。

基本計画は、長崎市の男女共同参画社会の実現に向けた基本理念を踏まえ、計画の推進目標、計画の体系を記し、その目標を達成するための施策の方向性を定めています。

行動計画では、推進目標を達成するための、具体的な取組みと可能な限り数値目標値を定めています。

(2) 計画の期間

基本計画は、2011年度（平成23年度）から2020年度（平成32年度）までの10年間とします。

行動計画は、2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）までの5か年を前期、2016年度（平成28年度）から2020年度（平成32年度）までの5か年を後期とします。

前期行動計画の期間に、社会情勢の変化や計画の進捗状況の評価を踏まえて、後期行動計画に反映させます。

第2次長崎市男女共同参画計画の期間

2011年 (H23)	2012年 (H24)	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (H31)	2020年 (H32)
長崎市第四次総合計画									
第2次長崎市男女共同参画計画									
基本計画									
行動計画									
前期【H23～H27】 2015年度（平成27年度）まで					後期【H28～H32】 2020年度（平成32年度）まで				
